

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ)第41条
 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 (a)新築されたもの
 (b)建築後使用されたことのないもの
 特定認定長期優良住宅
 (c)新築されたもの
 (d)建築後使用されたことのないもの
 認定炭素住宅
 (e)新築されたもの
 (f)建築後しようされたことのないもの

(ロ)第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)
 (a)第42条の2の2に規定する特定の増改築等が
 された家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 (b)(a)以外

の規定に基づき、下記の家屋 { 年 月 日 { (ハ)新築 } } がこの規定に
 { (ニ)取得 }
 該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得の原因(移転登記の場合)	(1) 売買 (2) 競落

年 月 日

柳井市長

印

(注1) { }の中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。

(注2) 取得の原因については、該当するものを○印で囲む。